

平成27年度第1回朝日町総合教育会議

日 時 平成28年3月23日（水）午後4時～

場 所 朝日町役場3階第3委員会室

次 第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 朝日町総合教育会議の設置について . . . . . 資料1  
(設置要綱及び傍聴規程)

4 協議・調整・報告事項

(1) 総合教育会議の概要について . . . . . 資料2  
資料3

(2) 朝日町の教育の現状と課題等について . . . . . 資料4  
資料5

(3) 朝日町の教育に関する大綱（案）について . . . . . 資料6

(4) 今後の日程について . . . . . 資料7

(5) その他

5 閉会（教育長あいさつ）

## 朝日町総合教育会議設置要綱（案）

## （設置）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、町長と朝日町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が円滑に意思疎通を図り、本町の教育の課題、今後の方向性等を相互に共有し、効果的に教育行政を推進していくため、朝日町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議及び事務の調整等を行う。

- （1）朝日町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- （2）朝日町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- （3）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又は正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

## （組織）

第3条 会議は、町長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

## （会議）

第4条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

## （意見の聴取）

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

## （会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## （会議の傍聴）

第7条 会議は傍聴することができる。

- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

## （議事録の作成及び公表）

第8条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第6条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

(調整結果の尊重)

第9条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局及び庶務)

第10条 会議の事務局は、総務課とし、会議の庶務は、教育委員会事務局において処理するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行

## 朝日町総合教育会議の傍聴に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、朝日町総合教育会議設置要綱第7条第2項の規定に基づき、朝日町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴者の数は、傍聴者用の席数を限度とする。

（傍聴券の発行）

第3条 町長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは、傍聴券を発行する。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

（1）酒気を帯びていると認められる者

（2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

（3）前各号に掲げるもののほか、町長が傍聴させることが不適當であると認める者

（傍聴者が守るべき事項）

第5条 傍聴者は、傍聴席にいるときは、次の事項を守らなければならない。

（1）みだりに自席を離れないこと。

（2）私語、談話、拍手等をしないこと。

（3）議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

（4）町長の許可を受けないで、写真機、録音機等を持ち込み、使用しないこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者は、前項に規定するもののほか、町長の指示に従わなければならない。

（傍聴の禁止）

第6条 傍聴者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第6項の規定により、非公開とした場合は、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第7条 町長は、傍聴者がこの規程に違反したときは、これを制止し、又はその命令に従わないときは、事務局職員をしてこれを退場させることができる。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年 月 日から施行する

## 朝日町総合教育会議の概要

### 1 趣 旨

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などの権限を有している町長と教育行政を行う教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、相互の連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、総合教育会議（以下「会議」という。）を設置するもの

### 2 会議の招集及び構成員

#### (1) 会議の招集

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）及び朝日町総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により町長が招集する。
- ② 法及び要綱の規定により、教育委員会の権限に属する事務に関して協議する必要がある場合は、教育委員会は会議の招集を求めることができる。

#### (2) 構成員

- ① 町長（副町長等の代理は不可）及び教育委員会
- ② 緊急事態で教育委員を招集する時間的余裕がない場合は、町長と教育長のみで会議を開くことができる。

※ 教育委員会の意思決定がなされ、教育長に一任されている範囲内。そうでない場合は一旦保留し、教育委員会で再検討し改めて町長と協議・調整を行うこととなる。

#### (3) 会議の開催

- ① 会議は、町長又は教育委員会が協議が必要な事項が生じた時、あるいは、緊急事態が生じた時に随時開催する。
- ② 教育委員会の権限に属する事務の全ての意思決定について会議を開催するものではない。

### 3 会議の位置づけと効力

#### (1) 会議の位置づけ

- ① 町長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場
- ② 町長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して決定する決定機関ではない。また、町長の諮問に応じて審議を行う諮問機関でもない。

#### (2) 会議の効力

- ① 協議・調整が行われ双方が合意した事項は、互いにその結果を尊重する。
- ② 調整のついていない事項の執行については、法の定めによる執行権限に基づき町長及び教育委員会がそれぞれ判断する。

### 4 会議の公開・非公開

原則公開であり、下記については、会議の決定を経て非公開とすることができる。

- ① 個人の秘密保持や会議の公正が害されると認められる場合
- ② いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合
- ③ 次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合

## 5 協議・調整事項

### (1) 協議すべき事項

- ① 大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

### (2) 協議すべきでない事項

- ① 教科書の採択など、中立性の高い事項
- ② 教職員の人事に関する事項
- ③ 日常の学校運営に関する些細な事項

#### 【会議における調整とは…】

- ・教育委員会の権限の事務について、予算の編成や執行及び条例提案などの町長の権限に属する事務との調和を図ること。

#### 【会議における協議とは…】

- ・調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われること。

## 6 議事録の作成及び公表

### (1) 記載事項

- ・出席者氏名、協議・調整事項に係る出席者の発言、町長が必要と認める事項
- ・閲覧者への配慮として逐語に限らないこととし、発言趣旨を明確に記載する。

### (2) 公表方法

- ・朝日町ホームページへの掲載

## 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3の規定により地方公共団体の長が、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ定めるもの

### 1 基本的事項

- (4) 策定義務者・・・【法第1条の3第1項】
  - ・町長（地方公共団体の長）
- (5) 協議・策定の方場・・・【法第1条の3第2項】
  - ・総合教育会議
- (6) 大綱が対象とする期間及び策定頻度・・・【法規定なし】
  - ・4～5年に一度（町長の任期に鑑み4～5年に一度を想定）
- (7) 記載事項・・・【法第1条の3第1項】
  - ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や根本となる方針
  - ・施策の詳細ではなく、対象期間に対応できる総括的な内容とする。
- (8) 記載すべきでない事項
  - ・教科書採択の方針や教職員の人事異動の基準に関すること。
- (9) 公表・・・【法第1条の3第3項】
  - ・策定後、遅滞なく公表しなければならない。
- (10) その他
  - ・大綱は法第1条の3第1項の規定により、地方公共団体の長が定めることとされており、議会の議決の必要はない。

### 2 策定の基本方針

大綱は、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、朝日町総合計画（平成28年度～37年度）と朝日町教育委員会重点施策（毎年度更新）との中間的位置づけとし、平成28年度から平成32年度までの5年間を対象期間とする。

## 朝日町の教育の現状と課題について

教育委員会事務局

**家庭・地域教育**

少子化が急速に進む当町にあって、子供を取りまく環境の変化は著しく、保護者の子育てに対する考え方も多様化し、家庭や地域社会の教育力の低下も問題となってきている。

子供の健全な成長には、基本的な生活習慣を身につけることが大切であり、子供の人格形成の基礎を培う家庭の教育力の向上を図るため、保護者等を対象とした学習機会の提供に努める必要がある。また、子供の豊かな心と健やかな身体を育むため、地域における人々との触れ合いや豊かで美しい自然を体験するなど、多様な活動を通して、子供達の心の豊かさや社会性を育むことが大切である。このことから以下の取組が求められている。

**■家庭・地域教育**

子供の人格形成の基礎を培う家庭の教育力の向上、保護者等を対象とした学習機会の提供、子供が放課後も安全で安心して過ごせる居場所づくり

**■地域活動への参加**

地域の人々との交流をとおして郷土に誇りをもち朝日町を愛する子供の育成、ボランティア活動を通して生きる力を育むとともに心豊かな人間形成

**学校教育**

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成とともに、基礎的・基本的な知識及び技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成及び学習意欲の向上が求められており、各学校においては、これらを総合的に育み、児童生徒や保護者、地域からの期待に応えることのできる学校が求められている。このことから以下の取組が必要である。

**■教育環境の整備**

学校施設整備等の充実、就学支援の充実

**■教育内容の充実**

特色ある学校づくりと創意工夫を生かした教育課程の編成、確かな学力の育成、外国語活動の充実、道徳教育の充実、生徒指導の充実、学校保健の充実、学校安全の充実、食に関する指導の充実、キャリア教育の充実、特別支援教育の推進、情報教育の充実、外部講師・指導者の活用

**生涯学習**

町民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯にわたって、生きがいや健康の保持・増進、生活の質的向上を目指す積極的な学習活動を支援し、自主的な学習への意欲を喚起することが求められており、以下の取組が必要である。



## ■生涯学習の推進

学校教育との連携、生涯学習団体の育成と連携、生涯学習施設・環境の充実

## ■家庭・青少年教育の充実

学習機会の提供、世代間交流の促進、青少年の健全育成の促進、生涯学習団体との連携

## ■男女共同参画社会の促進

男女平等意識の啓発、家庭・地域への男女共同参画の推進、参画のための社会環境整備

## スポーツ

生涯スポーツ社会の実現と、子供スポーツ活動や競技スポーツの充実を図るため、継続的にスポーツに取り組める環境づくりに努め、総合型地域スポーツクラブの育成をはじめ、各種スポーツ競技団体を支援する必要がある。このことから以下の取組が求められている。

### ■生涯スポーツ社会の実現

健康スポーツの推進、スポーツ指導者と組織の育成、スポーツ情報の提供

### ■スポーツの技術的な水準の向上

優秀選手の育成・強化、組織の育成

### ■スポーツ環境の整備

拠点施設の整備・拡充、総合型地域スポーツクラブなどの支援

## 文化

価値観が物の豊かさから心の豊かさへ変化している中、町民の芸術・文化活動の振興や支援を行い、文化の香り高い町づくりの推進が必要である。このことから以下の取組が求められている。

### ■芸術・文化施設の活用と充実

文化体育センター・生涯学習館・ふるさと美術館の活用、美術作品の収集

### ■芸術・文化活動の促進

芸術・文化サークル、団体の育成、講座・美術展の開催、芸術・文化情報の提供

### ■文化の保護と活用

埋蔵文化財などの公開と施設設備の充実、文化財の調査・研究・保護・継承、伝統芸能の継承と文化の創造

## 朝日町の健全育成事業について（住民・子ども課）

**児童館**

児童館は、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設であり、朝日町の児童館では、遊戯室、創作室、談話室等があり、また、おたのしみ写真会や絵本の読み聞かせ、工作教室など毎月いろいろな楽しい行事を企画している。

開館日・時間は下記のとおりであり、現在、嘱託職員（児童厚生員）2名と臨時職員（補助）で運営している。学校の長期休業期間中は日曜も開館しているが、就労時間の制約もあり、職員の確保に苦慮している。また要望のある閉館時間の延長、長期休業期間中の開館時間前倒しに対応するためにも、恒常的に雇用できる臨時職員の確保が課題となっている。

●開館日・時間 通常期間 月～土曜日 9：00～18：00

長期休業期間 日～土曜日 8：30～18：00

●休館日 日曜日・祝日（通常期間）、年末年始（12/29～1/3）

**放課後子ども教室**

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに行う学習やスポーツ・文化活動等の取組で、朝日町ではあさひ野小学校において実施している。

具体的には、下学年（1～2年）と上学年（3～6年）に分けて、それぞれ工作・スポーツ・茶道・太鼓・英会話などの教室を放課後に開催している。（H27年度は各18回）

●登録児童数（H27） 56名（①15、②19、③12、④4、⑤5、⑥1）

**放課後児童クラブ**

保護者が就労等により家庭にいない小学校の児童を対象として、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、朝日町ではあさひ野小学校において実施している。参加児童は、あらかじめ決められた時間割に従い、宿題や体験教室、自由遊びを行う。

開所日・時間は下記のとおりであり、現在、嘱託職員（放課後児童支援員）2名と臨時職員（補助）で運営している。児童館と同様に、職員の確保に苦慮しており、閉所時間の延長、長期休業期間中の開所時間前倒しに対応するためにも、恒常的に雇用できる臨時職員の確保が課題となっている。

●開所日・時間 通常期間 月～土曜日 放課後～18：00

長期休業期間 月～土曜日 8：30～18：00

●休所日 日曜日・祝日、お盆（8/13～16）、年末年始（12/29～1/3）

●登録児童数（H27） 70名（①17、②22、③11、④7、⑤8、⑥5）

## 子どもの居場所づくり事業

地域の力を生かした子育ての新たな支え合いを推進するため、自治振興会などが主体となり、放課後等において子どもに適切な遊びの場を提供するなど、子どもの居場所の確保に取り組む事業で、町は運営費等を補助している。平成27年度は宮崎地区、五箇庄地区で実施されている。

### ●実施場所

宮崎地区：カルチャーセンター宮崎

五箇庄地区：五箇庄コミュニティセンター彩の里

### ●参加児童数（H27.4 現在）

宮崎地区：13名、五箇庄地区：35名

## その他

### ●保育所

保育所は教育機関ではないが、交流を通じた社会性の養成など児童の健全育成を目的として、地域高齢者とのふれあい保育や地域活動事業（異年齢児・世代間交流）を実施している。

### ●青少年育成朝日町民会議

青少年の健全な育成を目的に、学校長期休業期間中や祭り・イベント時に巡回補導、啓発活動、研修会などを実施している。

社会福祉協議会、保護司会、少年補導員連絡協議会、自治振興会連絡協議会、小中学校長会、児童クラブ連合会、民生・児童委員協議会、町PTA連絡協議会等で構成している。

### ●児童クラブ連合会

朝日町内の児童クラブ（14クラブ）の充実及び振興、児童を主体とする活動の活性化を図り、児童の健全な育成に寄与することを目的として、単位児童クラブの連絡調整・育成・運営指導、指導者の研修などを実施している。また、近年では少子化により単独での事業もが困難な単位児童クラブもあり、連合会としても、親子ふれあいフェスティバル、上市町との交流事業、子どもビーチ、このゆびとまれ（自然体験活動）などを実施している。

# 朝日町教育大綱（案）

## 1 はじめに

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、当町では、総合計画（平成28年度～37年度）と教育委員会重点施策（年度毎に策定）の中間に位置づけられるものです。

## 2 教育大綱の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間を教育大綱の対象期間とします。  
なお、教育を取り巻く環境の変化に対応するため必要な見直しを行っていきます。

## 3 基本理念

人・自然・文化を愛し、心豊かでたくましく、生涯をとおして学ぶ人づくりを目指します。

## 4 基本方針

- (1) ふるさと朝日町に自信と誇りをもち、社会の発展に貢献できる人づくりを推進します。
- (2) 時代の変化にしなやかに対応し、円滑な人間関係を基盤に生き抜ける人づくりを推進します。
- (3) 健康で生涯にわたって学び、その知識や体験を生かし活用できる人づくりを推進します。

## 5 重点目標

### 【家庭教育】

全町民による学校・家庭・地域の連携を図り、互いの教育力を高める体制づくりに努めます。

### 【学校教育】

豊かな心と健康な身体の育成を図り、基礎学力の向上と多くの体験を実生活の中で生かす能力の育成に努めます。

### 【生涯学習】

向上心を持って生涯にわたり学び、自らを高めようとする人づくりに努めます。

【スポーツ】

スポーツに親しみ健康寿命の延伸や競技力の向上に努めます。

【文 化】

町の自然や文化・伝統に親しみ保存と発展継承に寄与する人づくりに努めます。

6 推進体制

教育大綱の推進に向け、町長と教育委員会が緊密に連携を図りながら、一丸となって教育行政を推進していきます。

また、教育の推進、中でも人づくりには、町民一人ひとりの自主的・主体的な取り組みだけでなく、人づくりの主体となる家庭や学校、地域などによる連携・協力体制を充実することが必要不可欠であることから、引き続き関係者のご協力をいただきながら、オール朝日町による人づくりを推進していきます。